

地域福祉啓発映像制作等業務プロポーザル募集要項

1 要項の目的

本要項は、函館市が実施する地域福祉啓発映像制作等業務の最も適した受託者を選定するために行うプロポーザルについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

地域福祉啓発映像制作等業務

(2) 業務の目的

地域福祉の推進に関わる各種福祉制度や施策，地域における様々な課題や取組などを市民に広く知ってもらうための動画を制作し，効果的なPRや活用を行うことにより，市民の地域福祉に対する意識を醸成し，各種施策や取組への参加を促すことで地域福祉活動の活性化や新たな担い手の確保につなげる。

(3) 委託期間

契約の日から令和2年3月31日まで

3 委託料の上限額

1, 775千円（消費税および地方消費税相当額を含む）

4 プロポーザルの方法

公募型プロポーザルとする。

5 プロポーザルの趣旨

本プロポーザルは，本業務の実施にあたり必要とされる能力等を有する事業者を選定するために実施するものである。

よって，実際に制作する動画については，提案内容をそのまま採用するものではなく，別途市と詳細について協議をしたうえで内容を決定し制作することとなることから，協議の過程において提案内容が変更となる場合もある。

6 応募資格

応募者またはその構成員となる者は以下の要件をすべて満たすこと。

(1) 函館市内に主たる事務所を有する法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。

- (3) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を応募書類提出の際、現に受けていないこと。
- (4) 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による入札参加除外措置を応募書類提出の際、現に受けていないこと。
- (5) 応募書類提出の際、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

7 プロポーザルの日程および提出期限等

(1) 募集要項の公開

ア 公開日

令和元年8月21日（水）から

イ 公開方法

函館市ホームページからダウンロードすること。

<http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2019080600039/>

(2) 参加表明書の提出

ア 提出期限

令和元年8月30日（金） 午後5時30分まで必着。

イ 提出方法

事務局に、電子メール、持参、郵送のいずれかで、様式1により1部提出すること。

(3) 質問書の提出

ア 提出期限

令和元年9月2日（月） 午後5時30分まで必着。

イ 提出方法

事務局に、様式2により持参または電子メールで提出すること。電話等口頭による質問は、原則受け付けないので留意すること。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、適宜、函館市ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答の内容は、本募集要項の追加または修正とみなす。

(4) 応募書類の提出

ア 提出期限

令和元年9月17日(火) 午後5時30分まで必着。

イ 提出方法

事務局に持参，または郵送で，応募申込書(様式3)および誓約書(様式4)は1部，企画提案書および見積書は正本1部，副本8部を提出すること。なお，郵送の場合は，配達日数等を考慮し，期限までに確実に到着するように留意すること。

(5) 事務局

函館市保健福祉部地域福祉課

住所 〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話 0138-21-3289(直通)

電子メール：co-fukushi@city.hakodate.hokkaido.jp

8 企画提案書等の内容

応募者は，本業務の実施について「地域福祉啓発映像制作等業務仕様および企画提案書作成要領」(別紙1)により企画提案書を作成すること。

9 審査に関する事項

(1) 受託候補者の審査方法

本事業に対する応募があった場合は，市が設置する審査委員会において，書類審査を実施し，合計点数が最も高い者を受託候補者として市に推薦する。ただし，最上位者の合計点数が同点となった場合は，委員の多数決により受託候補者を決定する。なお，合計点数が最低基準点(全体の6割)に満たないときは受託候補者として推薦しない。

(2) 審査委員会の設置

本業務プロポーザルに係る審査は，次に掲げる委員により組織された審査委員会が実施する。

ア 学識経験者

イ 福祉関係者

ウ 函館市職員

(3) 審査基準および配点

ア 動画の内容について 50点

イ PR内容について 20点

ウ 実績や能力について 30点

(4) 審査・受託候補者等の決定

ア 令和元年9月中旬～下旬

ただし、委員の日程や応募数などにより変更となる場合がある。

(5) 審査結果

ア 審査結果は、全応募者に対して書面で通知する。

イ 受託候補者および審査結果は公表する。なお、公表の際は、受託候補者以外の応募者の団体名等は非公表とする。

ウ 選定結果に対しての異議申し立ては受付しない。

10 失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格として審査を実施しない。

(1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法または記載方法等が、本要項等で定める内容に適合しない者。

(2) 第6項第1号から第5号に定める要件に合致しない者。

(3) その他本要項等で定める手続きや方法等を遵守しない者。

11 契約に関する事項

市は、受託候補者として決定した者と詳細な協議のうえ、所定の手続きにより委託契約を締結する。この場合において、提案内容の変更も詳細の協議に含まれる。また、受託候補者との協議が不調に終わり、契約締結に至らなかった場合には、次点者を候補者とみなす。

12 その他留意事項

(1) 提案に必要な費用は、各応募者の負担とする。

(2) 提出のあった企画提案書および関係書類については返却しない。

(3) 委託料には、企画立案、映像制作、制作した動画のPRに要する経費および消耗品等、納入までの一切の経費を含む。

(4) 応募書類に係る著作権その他の知的財産権（以下「著作権等」という。）は、応募者に帰属する。ただし、契約締結に至った場合における成果品等に係る著作権等については、市に帰属することとする。

(5) 応募者は、提案内容について、第三者の著作権等を侵害していないことを保証すること。

- (6) 本業務を遂行するうえで必要となる著作権等について、必要となる手続き等がある場合には、当該手続き等は受託者が行うこととし、著作権等の使用料その他必要となる費用はすべて委託料に含む。
- (7) 提案内容について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた場合、応募者は自己の費用および責任において解決するものとし、かつ、市に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。